

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 8 日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

一般名処方加算対象外となった品目の一般名処方について

厚生労働省では、一般名処方加算対象品目について、当省 HP において処方箋に記載する一般名等の標準的な記載を「一般名処方マスタ」として公表しております。

(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/shohosen_260401.html)

令和 8 年度薬価改定において、先発品及び後発品の一部は、薬価が改定されたことに伴い、一般名処方加算の対象外となったところです。これらの一般名処方加算対象外品目については、引き続き電子処方箋システムにて一般名処方できるように運用することとしているため、当該品目の一般名コードを電子処方箋情報管理サービス (https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012115) 及び当省 HP (https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/shohosen_260401.html) で情報提供をしているところです。一般名処方加算対象品目だけでなく、一般名処方加算対象外品目も含めて、電子処方箋システムにおいて一般名処方を行うためには、一般名処方加算対象外品目に係るコード情報も参照する必要があります。

今般、一部の医療機関から、一般名処方加算対象外品目について一般名処方ができなくなったという事象が報告されていますので、貴管下の関係医療機関等に対し、令和 8 年度薬価改定を踏まえたシステム更新にあたっては、一般名処方加算対象品目が掲載されている一般名処方マスタだけでなく、電子処方箋管理サービスに掲載されている医薬品コード対応表 (https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?sys_kb_id=36c773582b800bd0dac2ff3e5e91bf6e&id=kb_article_view&sysparm_rank=18&sysparm_tsqueryId=c84dabda2b8c03548cc7f4645e91bfa8) も参照いただくよう、周知徹底をよろしくお願いいたします。